

下水道取付管清掃業務委託特記仕様書

【業務概要】

1. 本業務は周南市工事執行規則、周南市請負工事監督規程及び特記仕様書による。
2. 業務内容（年内予定数量）
取付管清掃・調査 50回
3. 本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

【関連法令等の遵守、安全教育の徹底】

1. 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
3. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【清掃・調査】

1. 清掃業務範囲は、民地内最終柵(公共柵)より下水道本管までの清掃を実施するものとする。
尚宅内排水設備への影響があれば清掃を実施すること。
2. 取付管の異常通報、緊急時は、監督職員の指示により直ちに清掃を実施するものとする。
3. 取付管不明の場合は、TVカメラ等による調査を実施するものとする。
4. 取付管清掃に併せて、監督職員の指示により取付管カメラ調査を追加する場合がある。
5. 取付管清掃に当っては、付近住民への迷惑を最小限にとどめると共に、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準に基づき、所定の交通標識を設置し行うこと。
6. 堆積物及び汚物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び下水道法により遺漏のないよう処理するものとする。
7. 提出書類

(イ) 業務計画書

受注者は、契約終了後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。また、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。但し、業務実施に不要な事項を省略できる。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施計画
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画

- (5)連絡体制（緊急時含む）
- (6)使用機械の種類・名称・性能・検定書等
- (7)安全管理計画
- (8)その他必要事項

8. その他

- (イ) 清掃業務において異常があれば報告し、緊急を要する場合は直ちに監督職員の指示に従わなければならない。
- (ロ) 緊急事態に備え、速やかに出動できる体制を整えること。
- (ハ) 上記以外のことについては、監督職員の指示に従うこと。

9. 報告書に添付するもの

- (イ) 実施箇所一覧表
- (ロ) 位置図
- (ハ) 清掃作業状況の写真
- (ニ) TVカメラによる調査の場合は、ビデオ（DVD）及び作業状況写真
- (ホ) 取付管カメラ調査を実施した場合は、管渠内状況写真

10. 支払条件

- (1)前払 無
- (2)部分払 12回（1回／月）